

で定める。

(平一一法八七・平一三法一〇四・一部改正)

(教育長の事務局の統括等)

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(昭三六法一四一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇四・一部改正)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

<p>市民活動推 進課</p>	<p>市民活動推 進係 生涯学習推 進係 文化・スポ ーツ推進係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア等の総合調整に関する事 (2) NPO法人等に関する事 (3) 大学との連携及び交流に関する事 (4) 姉妹都市その他国際化に関する事 (5) 人づくりでまちづくり基金に関する事 (6) 生涯学習の総合計画及び推進に関する事 (7) スポーツ振興の総合計画に関する事 (8) 体育施設の管理運営に関する事 (9) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関する事 (10) スポーツ振興のための事業の開催及びその奨励に関する事 (11) スポーツ振興審議会に関する事 (12) 体育指導委員に関する事 (13) 学校施設の開放に関する事 (14) その他スポーツの振興に関する事 (15) 世界遺産に関する事 (16) 文化財に係る総合的な企画及び連絡調整に関する事 (17) 文化財の指定及び調査に関する事 (18) 埋蔵文化財の調査、収集、整理、保存、展示及び活用に関する事 (19) 文化財施設の管理運営に関する事 (20) 国際交流に関する事 (21) 課の庶務に関する事 (22) その他前各号に付随又は関連する業務に関する事
<p>中央公民館</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 中央公民館及び宗像勤労者体育センターの管理運営に関する事 (2) 自治公民館の整備に関する事 (3) 玄海文化センターの維持及び管理に関する事 (4) その他公民館活動の振興に関する事

○宗像市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成16年12月28日
教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の補助執行)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務を、同表右欄に定める職員をして補助執行させる。

教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員
1 公民館に関する事項 (1) 中央公民館の管理運営に関する事 (2) 類似公民館への指導助言に関する事 (3) 類似公民館が行う社会教育に関する事	市民活動推進課の職員
2 文化財に関する事項 (1) 文化財に係る総合的な企画、立案及び連絡調整に関する事 (2) 文化財の指定に関する事 (3) 文化財の指定解除に関する事 (4) 指定文化財の所有者の管理義務及び管理責任者に関する事 (5) 指定文化財の所有、保持に関する事 (6) 指定文化財の滅失、き損等に関する事 (7) 指定文化財の所在変更に関する事 (8) 指定文化財の管理又は修理に関する事 (9) 指定文化財の現状変更等に関する事 (10) 指定文化財の保存に関する事 (11) 指定文化財の公開に関する事 (12) 指定文化財の標式等の設置に関する事 (13) 指定文化財の調査に関する事 (14) 指定文化財の台帳に関する事 (15) 文化財保護審議会の庶務に関する事 (16) 埋蔵文化財の発掘に関する事 (17) 埋蔵文化財包蔵地の周知に関する事	市民活動推進課の職員

<p>(18) 遺跡の発見に関する事。</p> <p>(19) 埋蔵文化財の調査に関する事。</p> <p>(20) 埋蔵物の発見に関する事。</p> <p>(21) 埋蔵文化財の保管に関する事。</p> <p>(22) 文化財施設の維持、管理、運営に関する事。</p>	
<p>3 スポーツに関する事項</p> <p>(1) スポーツ振興の総合計画の策定並びに改定及びその推進に関する事。</p> <p>(2) スポーツ振興に係る関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 体育施設の維持管理及び運営に関する事。</p> <p>(4) 体育施設の利用申請の受理及び利用許可に関する事。</p> <p>(5) 体育施設使用料の徴収に関する事。</p> <p>(6) 体育施設使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>(7) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関する事。</p> <p>(8) スポーツ振興のための事業の開催及びその奨励に関する事。</p> <p>(9) スポーツ振興審議会の庶務に関する事。</p> <p>(10) 体育指導委員に係る庶務に関する事。</p> <p>(11) ナイター施設の管理運営に関する事。</p> <p>(12) 学校施設の開放事業に係る施設の運営に関する事。</p> <p>(13) 学校施設の開放に係る団体の登録に関する事。</p> <p>(14) 学校施設の開放に係る利用申請の受理及び利用許可に関する事。</p> <p>(15) 学校施設の開放に係る使用料の収納に関する事。</p> <p>(16) 学校施設の開放に係る使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>(17) スポーツ振興に関する例規の制定及び改廃に関する事。</p> <p>(18) 体育備品の取得及び廃棄並びに管理に関する事。</p>	<p>市民活動推進課の職員</p>

(補助執行の制限)

第3条 前条の規定により補助執行すべき事務であっても、その処理に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

(雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。